

1. 商品名	さんしん職域サポートローン（しんきん保証基金付）
2. ご利用いただける方	次の項目にすべて該当し、しんきん保証基金（保証会社）の保証を受けられる方 ①申込時年齢が20歳以上の方 ②安定継続した収入のある方 ③当金庫の営業地域に居住または勤務されていること ④当金庫と「職域サポート契約」を締結した企業（法人、事業所）に勤務する方
3. お使いみち	①申込人または申込人の家族（配偶者・直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）・子・孫・兄弟）が必要とする、自動車関連資金、教育関連資金、住宅・リフォーム関連資金 ②申込人が自動車関連資金、教育関連資金、住宅・リフォーム関連資金を用途として、当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） ※当金庫の基金保証付ローンについては、職域サポートローン、カーライフプラン、教育プラン、無担保住宅・リフォームローン（いずれもリピート、エコを含む）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）に限ります。 ※WEB完結型の場合、借換え資金にはご利用いただけません。  《対象とならない資金》 ①支払先が、申込人または配偶者、親（配偶者の親を含む）、子が営む法人・自営業 ②個人間売買による購入資金 ③支払済み資金（上記＜お使いみち＞の①のうち教育関連資金、住宅・リフォーム関連資金は除く）
4. ご融資金額	1万円以上、最高1,000万円以内です。（1万円単位） ※しんきん保証基金付無担保消費者ローンの合計が3,000万円を超えることはできません。
5. ご融資期間	3ヵ月以上15年以内です。（元金据置6ヶ月以内とします） ※WEB完結型の場合は、元金返済据置の取扱いはできません。
6. ご返済方法	毎月元金均等返済または毎月元利均等返済です。ボーナス併用返済もご利用頂けます。但し、ボーナス返済部分はご融資額の50%を限度とします。
7. ご融資利率	変動金利型とし、当金庫短期プライムレート及び市場金利を指標として当金庫が独自で定めた金利とします。 お借入後の金利は、当金庫短期プライムレートが改定される都度、改定幅をもって見直しを行い、改定日の翌日以降最初に到来する利払日の翌日から新利率が適用されます。 ※金利につきましては窓口へお問い合わせください。
8. 担保・保証人	しんきん保証基金の保証付ですので、原則として担保・保証人とも必要ありません。なお、保証料はご融資利率に含まれております。

9. ご用意いただく書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運転免許証、運転免許証を取得していない場合は、個人番号カード、パスポート、健康保険証、顔写真付住民基本台帳、運転経歴証明書のいずれか</li> <li>●公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告書等の年収を確認できる書類</li> <li>※お申込金額が100万円以下の場合、年収確認書類は不要となります。</li> <li>●見積書、注文書、請求書等の資金使途を確認できる書類</li> <li>※その他、お使いみち等により必要となる書類があります。</li> </ul>
10. 手数料	<p>条件変更、一部繰上返済手数料として1回につき5,500円(消費税込み)を、期限前繰上完済の場合は5,500円(消費税込み)を当金庫にお支払い頂きます。</p>
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本商品の相談・苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話：0120-31-3534)にお申し出ください。また、全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)、関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話：03-5524-5671)にお申し出いただくことも可能です。</li> <li>・上記により問題を解決できない場合(紛争)は、①東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、②第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、③第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)、④新潟県弁護士会(電話：025-222-5533)、⑤長野県弁護士会(電話：026-232-2104)の仲裁センター等で解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にお客様相談室または上記しんきん相談所にお申し出ください。また、お客様から上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</li> </ul> <p>なお、上記①～③の東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用い、共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)と、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)があります。詳しくは、上記①～③の東京の弁護士会、全国しんきん相談所、お客様相談室にお問合わせください。</p>
12. その他	<p>お申し込み際には、事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>また、現在のご融資利率やご返済額の試算、その他詳細につきましては、当金庫の本支店にお問合わせください。</p>